

令和6年 第2回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(令和6年7月30日)

茨城県南水道企業団議会

令和6年 第2回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

---

令和6年7月30日(火) 午後2時30分 開 会

---

議事日程

- 日 程 第 1. 議席の指定
- 日 程 第 2. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 3. 会期決定の件
- 日 程 第 4. 議案第 1 号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第 2 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 報告第 1 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第 2 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について
- 日 程 第 5. 議案第 3 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
- 日 程 第 6. 一般質問
- 追加日程第1. 副議長辞職の件
- 追加日程第2. 副議長の選挙
- 追加日程第3. 議長辞職の件
- 追加日程第4. 議長の選挙
- 

出席議員	議長	6番	柳井哲也	議員
		1番	大越勇一	議員
		2番	船川京子	議員
		3番	出澤大	議員
		4番	鈴木勝利	議員
		5番	山本伸子	議員
		7番	藤木妙子	議員
		8番	金剛寺博	議員
		9番	椎塚俊裕	議員
		10番	杉野五郎	議員

1 1 番	根 岸 裕美子	議員
1 2 番	石 井 めぐみ	議員
1 3 番	染 谷 和 博	議員
1 4 番	佐 藤 隆 治	議員

---

欠 席 議 員

なし

---

説明のための出席者

佐々木 喜 章	企 業 長
萩 原 勇	副 企 業 長
中 村 修	副 企 業 長
沼 田 和 利	副 企 業 長
野 友 省 男	事 務 所 長
川 井 克 治	次 長 (総 括)
本 多 裕 之	次 長 (技 術 担 当)
山 下 聡	経 営 企 画 課 長
山 本 信 之	会 計 課 長
高 橋 律 男	業 務 課 長
関 野 修 一	給 水 課 長
杉 本 弘 樹	施 設 課 長

---

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	係 長
山 越 公 裕	書 記
小 川 裕 大	書 記

---

令和6年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第 2 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について  
議案第 3 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について

令和6年第2回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議員	質問の要旨
1 金剛寺 博	<p>1 議案第3号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 年間給水量の令和5年度実績と年間給水量の推移について 令和3年度以降、毎年減少しています。人口減、節水から今後も減少傾向は続くと思われる。令和5年度の水量差と金額。年間給水量が毎年減少すれば、逆に過大量は増加すると思われる。</p> <p>(2) 茨城県との1日最大水量契約との差と令和5年度実績について</p> <p>(3) 令和5年度給水収益は昨年度より、年間給水量は減少しているにも関わらず、増額しています。この内容は。決算審査意見書では、「前年度4月分の水道料金が主に改定前の水準によるため」としてありますが、この内容と影響額について</p> <p>(4) 特別損失に過年度損益修正益が計上されています。決算審査意見書では、「前年度に過去の経理における是正措置」としてありますがこの内容について特に給水収益の減免はどのような状況で発生しますか</p> <p>(5) 概況説明の資本的収入の内訳で、国庫補助金102,003,000円と説明されていますが、この内容について</p> <p>(6) 令和4年度料金改定の主な理由として、配水場の補修・整備、管路更新に充てられる財源確保をしていましたが、委託料の推移、計画の進捗状況について</p> <p>(7) 企業債は、毎年増加していますが、近年の推移状況、現状の推移で均衡となる年度について</p>
2 根岸裕美子	<p>1 議案第3号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 管路更新の優先順位の考え方について</p> <p>(2) 公共施設や指定避難所、医療機関などにおける優先順位は</p>

## 一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 金剛寺 博	<p>1 茨城県水道事業広域連携推進方針について、県の説明、県南水道企業団の見解について</p> <p>(1) 現状では、県南水道企業団同様、どの地域でも県水契約は過剰となっています。今後、県人口予測でも、人口減少となる。過剰量はさらに大きくなると思われませんが、この見解について</p> <p>(2) 現在工事進行中の霞ヶ浦導水事業があり、これが完成すると新たに290,000m<sup>3</sup>の水利権が発生しさらに過剰となる。また現在霞ヶ浦導水事業完成年は、2030年、現在費用見込2,300億円としており、この霞ヶ浦導水事業の費用負担はどうなるのか、今回のシミュレーションに反映されているのか不明です。県の説明について</p> <p>(3) 現在県水を使用していない県北地域の広域化、現状の自己水源をどこまで活用するのか不明であり、将来シミュレーションに反映しているのか不明ですが、県の説明、企業団の見解は。</p> <p>(4) 給水原価シミュレーションについて</p> <p>①4地域の浄水場105施設から、35施設に削減予定。このことにより、自己水源が多い、県央地域の給水原価は上がり、県南地域は上昇するが、変動は少ないとしています。すでに水戸市は参入しないことを公表しており、自己水源を持つ市町が参入しないとこのシミュレーションも成り立たないと思われませんが、見解について</p> <p>②経営の一体化すれば、施設の最適化、更新需要の抑制になると思いますが、現在の県南水道企業団の配水設備等では、すでに広域化となっているので、この効果は少ないと思われるが、見解は。</p> <p>③拡張事業に対する交付金活用で給水原価が下がると言われていますが、国の交付金の広域化事業、運営基盤強化事業は、どのような交付率で試算されているのかまたこの交付金は浄水場の補修、管路更新にも適応されるものか。県南水道企業団はすでに広域化されており、現在でも活用出来ないのか。県広域化のための交付金措置ではないようにおもわれますが、見解は。</p> <p>(5) 現在の企業団として継続した場合</p>

	①県水の契約水量、料金がいつまで現状維持されるのか。県西地域に水量移譲の計画は。
2 根岸裕美子	1 水質検査について (1) 定期水質検査について (2) PFASにおける検査状況について

---

午後 2時30分 開 会

---

**○杉野五郎 議長**

ただいまから、令和6年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員数14名、定足数に達していますので、会議は成立します。  
これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 議席の指定

**○杉野五郎 議長**

日程第1、議席の指定を行います。

このたび、新たに茨城県南水道企業団議会議員に選出されました皆様方の議席は、会議規則第4条の規定により、7番、藤木妙子議員、11番、根岸裕美子議員、12番、石井めぐみ議員、13番、染谷和博議員、14番、佐藤隆治議員と指定します。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○杉野五郎 議長**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指定したとおりの議席に決定しました。

---

◇日程第2 会議録署名議員の指名

**○杉野五郎 議長**

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、1番、大越勇一議員、2番、船川京子議員、両名を指名します。

---

◇日程第3 会期決定の件

**○杉野五郎 議長**

日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

---

◇日程第4 議案第1号～議案第2号及び報告第1号～報告第3号

**○杉野五郎 議長**

日程第4、議案第1号、議案第2号及び報告第1号から報告第3号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。佐々木喜章企業長。

<佐々木喜章企業長 登壇>

## ○佐々木喜章 企業長

皆さん、こんにちは。提案理由の説明の前に、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月に行われました取手市議会議員一般選挙において、見事に御当選を果たされ、さらに本企業団の議員に選出されました皆様、また龍ヶ崎市より新たに本企業団の議員に選出されました藤木議員に心からお喜びを申し上げる次第であります。

つきましては、当企業団の健全なる運営のために卓越なる御意見を賜り、企業団が常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができますように御指導、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、当企業団も復旧に携わりました能登半島地震に関して、輪島市は現時点で早期復旧困難地区約400件を除きほぼ断水が解消し、志賀町では3月4日に全地区での断水が解消しております。

この上水道の復旧も、全国の各水道事業体による迅速な支援によるものであり、改めてこの相互支援体制の重要性を認識いたしました。

また、災害という緊急時に迅速かつ柔軟に対応するため、日頃訓練を積み重ねている水道事業関係者の方々に敬意を表します。

また、今回の能登半島地震で、輪島市からの上水道復旧支援の協力要請に対し、県南管工事協同組合から自ら志願し、10日間にわたり当企業団と共に復旧支援に尽力されました有限会社葵設備に、感謝状を定例会終了後に贈呈する予定となっておりますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を説明いたします。

初めに、議案第1号は、令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、令和6年度中に契約を行い、令和7年4月から実施する各業務委託の債務負担行為について期間及び限度額を定めるもので、配水場等水道施設管理業務委託、メーターの検針・交換・開閉栓業務委託、水道情報システム業務委託の合計3件を計上しております。

次に、議案第2号は、令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は11万3,007戸となり、前年度末より1,037戸の増となりました。給水人口は23万7,692人で、普及率は84.79%となっております。

年間総給水量については2,464万2,459立方メートルで、前年度より12万609立方メートルの減となりました。

有収率につきましては93.33%で、前年度より0.68ポイントの減となりました。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。

水道事業の総収益は税込額で73億1,240万4,802円、総費用については税込額で59億6,856万4,652円となり、税抜きでの損益は10億9,600万622円の純利益となっております。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収支ともに税込額で収入は9億8,598万5,725円、支出については30億1,237万6,248円となっており、翌年度への繰越工事資金1,895万1,860円を除く資本的収支額が資本的支出額に不足する額20億4,534万2,383円は、過年度分損益勘定留保資金13億8,117万5,025円、減債積立金2億8,786万9,444円、繰越工事資金840万5,081円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億6,789万2,833円で補填しております。

次に、剰余金の処分案についてであります。

まず、資金を伴わない剰余金については、積立金振替後の未処分利益剰余金2億8,786万9,444円及び当年度の長期前受金戻し入れ額4億2,071万6,309円から、特別損失のうち過年度の長期前受金戻し入れ額47万448円を加えました4億2,118万6,757円の合計額7億905万6,201円を資本金へ組み入れるものであります。

次に、資金を伴う剰余金については、令和6年度の企業債の返済予定額となる3億4,871万2,504円を減債積立金へ、残りの3億2,610万1,361円を建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

次に、報告第1号は、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

これは、令和3年度から継続事業として3カ年にわたり施工しておりました戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項に基づき報告を行うものです。

総額が14億7,472万6,000円に対し支払義務発生額が13億5,442万5,600円となり、残額は1億2,030万400円となります。

次に、報告第2号は、令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設替工事及び配水場更新工事等に係る16億103万5,370円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和4年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

以上が議案第1号、第2号及び報告第1号から報告第3号までについての概要であります。

審議の上適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○杉野五郎 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第2号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

#### ○石橋大輔 代表監査委員

令和6年6月4日、当企業団事務所北棟3階大会議室におきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査を行いました。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

次に、審査意見です。

供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を料金収入で賄っている数値となっており、資産を適切に維持していくための投資額を確保できています。今後も安心、安全な水を安定して利用者へ供給できるよう、引き続き適正な事業運営に努めてください。

水道事業の効率性を示す有収率については、0.68ポイント減の93.33%となったものの、ほかの事業体と比較しても非常に良好な水準となっています。今後も効率的な運営を維持できるよう、引き続き漏水対策及び水質管理体制の強化に努めてください。

平成29年度以降、継続的に多額の起債を行っていることから、企業債残高は86億6,838万7,536円と年々増加しています。施設の更新においては、不足する財源を補うために企業債を活用してきましたが、企業債償還元金及び支払い利息の支出は今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想されることから、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、今後も計画的な活用を図ってください。

給水区域内人口は年々減少傾向にあり、今後もさらなる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれています。また、近年の物価高騰の影響で全体的に経費が上昇傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと予測されております。このような厳しい事業環境の中ではありますが、喫緊の課題である老朽化施設の更新及び耐震化を計画的に推し進め、かつ一層の経費削減に努めるよう、必要な施策を講じてください。以上でございます。

#### ○杉野五郎 議長

ここで、着席のまま暫時休憩します。  
石橋監査委員はここで、所用のため退席されます。

休 憩 午後 2時 50分

---

再 開 午後 2時 50分

### ○杉野五郎 議長

会議を再開します。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。8番、金剛寺 博議員。

<8番、金剛寺 博議員 登壇>

### ○8番（金剛寺 博 議員）

龍ヶ崎市の金剛寺 博です。

初めに、能登半島地震で給水、復旧支援に携わられた職員の皆さんに敬意を表します。

それでは、通告に従い、議案に対する質疑を行います。

議案第2号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分  
について質疑をいたします。

1点目、年間給水量の令和5年度実績と年間給水量の推移について。

2点目、茨城県との1日最大水量契約との差と令和5年度実績について。

3点目、令和5年度給水収益は、昨年度より年間給水量は減少しているにもかかわらず増額しています。この内容は、決算審査意見書では、「前年度4月分の水道料金が主に改定前の水準にあるため」としてはいますが、この内容と影響額について。

4点目、特別損失に過年度損益修正益が計上されています。決算審査意見書では「前年度に過去の経理における是正措置」としてはいますが、この内容について。

5点目、概況説明の資本的収入の内容で、国庫補助金1億200万3,000円と説明をされていますが、この補助要件、補助率、工事内容について。

6点目、令和4年度料金改定の主な理由として、配水場の補修・整備、管路更新に充てられる財源確保としていましたが、委託料の推移、年間の進捗状況について。

7点目、企業債は毎年増加していますが、近年の推移の状況、現状の推移で均衡となる年度について伺います。

以上です。

### ○杉野五郎 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

## ○野友省男 事務所長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、年間給水量の令和5年度実績と年間給水量の推移についてであります。まず、年間給水量の令和5年度実績は、前年度と比較して12万609立方メートル減の2,464万2,459立方メートルとなっております。

次に、年間給水量の推移についてであります。年間給水量は年々減少傾向にあり、人口減少傾向に加え、節水意識の向上、大口需要者における使用量の減少などが影響し、この減少傾向は今後も継続していくものと考えております。

次に、茨城県企業局との契約水量と使用量の差についてであります。まず現在の県との契約水量は9万375立方メートルで、当企業団の令和5年度決算における1日最大給水量は7万3,031立方メートルとなっており、契約水量との差は1万7,344立方メートル生じております。現行の基本料金が1立方メートル当たり1,290円となっておりますので、その相当額は約2億6,800万円となります。

次に、令和5年度給水収益は、昨年度より年間給水量は減少しているにもかかわらず、増額しています。この内容は、決算審査意見書では「前年度4月分の水道料金が主に改定前の水準によるため」としている内容と影響額について御説明します。令和4年度に料金改定いたしました。4月分については、主に前年度3月の使用水量ですので、用途別料金体系で算定しており、令和5年4月分は口径別料金体系によって算定しております。このことから、単純に比較はできませんが、令和4年度4月分使用量197万6,470立方メートルで、料金は4億488万1,325円に対し、令和5年度4月分使用量は192万9,632立方メートルで、料金は4億8,898万2,850円になります。ほぼ、同水量で比較した差額の約8,500万円が影響額と考えております。

次に、特別損失に過年度損益修正損が計上されているが、その内容についてであります。まず、過年度分減価償却費の追加計上47万448円ですが、これは過年度における布設替工事に伴う管路の受贈分について計上漏れが見つかったため、新たに資産として計上し、これまでの減価償却費相当分を過年度損益修正損として一括計上したのになります。このほか、設計変更や工事中止などによる過年度加入金の還付に79万5,000円、過年度の水道料金の修正処理に197万3,163円が過年度損益修正損として計上されております。

水道料金の修正につきましては、料金の収入如何にかかわらず、調定した段階で確定される給水収益を修正するもので、減額される原因の内訳としては、漏水に伴う水道使用料金の軽減または免除の取扱要項の基準を満たす宅地内漏水の減免処理をしたものがその大半を占めております。特に決算を締めた後に、このような状態を把握し、損益の訂正が必要になった場合は、特別損益の過年度損益修正で処理することが決められております。

また、過年度損益の修正ではありませんが、能登半島地震における災害派遣費用として、その準備費用に111万5,401円、応急給水班費用に125万323円、応急復旧班費用に40万

9,081円、工事代金及び帯同した工事業者の費用に452万7,569円、合わせて671万3,351円をその他特別損失として支出しております。これらにつきましては、令和6年度もしくは令和7年度に、その大半が派遣先の輪島市などから戻ってくる予定であります。

次に、概況説明の資本的収入の内訳で、国庫補助金1億200万3,000円と説明している内容についてであります。令和5年度に国庫補助金の交付を受けた事業は、緊急時給水拠点確保等事業であり、学校や病院など、災害時において重要な拠点となる施設へ安定供給が可能となるよう配水管の耐震化を目的としたものであり、補助対象事業費の4分の1が国庫補助金として交付されるものであります。

また、その内訳としましては、戸頭配水場水系の水道管路が2,255万4,000円、藤代配水場水系の水道管路が5,887万7,000円、若柴配水場水系の水道管路が2,057万2,000円となっております。

次に、令和4年度料金改定の主な理由として、配水場の補修・整備及び管路更新に充てられる財源確保としていしましたが、委託料の推移、計画の状況についてであります。まず、建設改良費の委託料につきましては、過去3年間の決算額を税抜き額で申し上げますと、令和3年度が1億283万4,400円、令和4年度が1億2,486万300円、令和5年度が1億6,048万2,200円となっており、配水場の補修・整備及び管路更新のペースアップに合わせて委託料も増加傾向で推移しております。計画の進捗状況につきましては、管路更新率の目標としている年平均1%を目安に工事を発注しておりますが、工事が竣工した年度の実績が更新率に反映されますので、繰越し工事の影響などにより各年度の増減が生じます。

各年度の更新率の増減要因について申し上げますと、令和3年度が0.6%と比較的低い水準であった理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、現場の一時中断などが大きく影響し、年度内に竣工できず、例年より多くの工事が令和4年度に繰越しとなったことが要因となります。

令和4年度につきましては、1.73%と大きく上昇しておりますが、前年度からの繰越しが多かったことに加えて、令和4年度に発注した工事が例年より多く年度内に竣工したことも影響しております。

令和5年度につきましては、0.96%となっており、おおむね目標を達成できております。

以上のとおり、過去3年間の平均につきましては、更新率1%以上を維持できておりますので、今後も継続できるように努めてまいります。

次に、企業債の近年の推移状況と現状の推移で均衡となる年度についてであります。まず、企業債未償還残高の推移状況を説明させていただきますと、施設の更新及び耐震化を進めていくために、財源を補うため多額の借入れを繰り返したことにより、令和3年度末未償還残高が68億6,320万367円、令和4年度末未償還残高が81億5,425万6,980円、令和5年度末未償還残高が86億6,838万7,536円となっております。

また、企業債の水準に関わる指標である企業債残高対給水収益比率につきましては、令

和5年度決算における数値は、148.41%となっております。企業債の借入れに伴って増加する償還元金や支払い利息は、水道料金として将来にわたり負担していくものであり、世代間の公平を確保していくことが重要となります。

当企業団では、経営戦略プランにおいて、この指数の上限値を200%と設定しておりますが、企業債につきましては、将来世代の過度の負担にならないよう極力平準化し、施設の更新及び耐震化に充てるための財源として活用してまいります。以上であります。

#### ○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで金剛寺 博議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

#### ○11番（根岸裕美子 議員）

取手市議会の根岸裕美子でございます。

議案第2号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について質疑をいたします。

まず1点目、管路更新の優先順位の考え方について御説明をお願いいたします。

2点目、公共施設や指定避難所、医療機関などにおける優先順位はどうなっているのか、お伺いいたします。

#### ○杉野五郎 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

#### ○野友省男 事務所長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、管路更新の優先順位の考え方についてであります。経営戦略プランにおいては、石綿管を早期に更新することを目標としておりますが、同時に石綿管に接続されているビニール管や老朽管も併せ更新する計画を立てております。

しかしながら、当初の計画にとらわれることなく、他企業と合同工事を行うことで工事費を抑制できる場所や、漏水が多い地区、鉛給水管が多く残存している地区などの現状を考慮し、計画を適宜見直しながら更新工事を行っております。

次に、公共施設や指定避難所、医療関係などにおける優先順位についてであります。これらの施設につきましては、重要給水施設と位置付けられており、配水場から重要給水施設までのルート上に布設される非耐震管の布設替工事には、国からの補助金が交付されますので、当企業団におきましても積極的に活用しているところでございます。

以上であります。

#### ○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終了しました。

---

◇討論

○杉野五郎 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

8番、金剛寺 博議員。

< 8番、金剛寺 博議員 登壇 >

○8番（金剛寺 博 議員）

議案2号、令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、反対討論を行います。

令和4年度からの料金改定で、令和4年、令和5年の給水収益は、それ以前と比較して、約10億円近い収益増となっています。課題としていた管路更新、配水場の整備も予定どおり進んでいるとの答弁でありました。令和5年度決算では、当期純利益は約11億円となりました。今後、人口減による給水収益の減見込等の懸念する材料はありますが、料金改定による増収がそのまま最終利益となっています。料金改定内容が利用者にとっては大きな負担増になっています。急激な物価高騰の影響で、生活も苦しくなっています。水道は、節約しても限度があります。当期利益の一部でも活用して、低所得者向けの減免制度や一定時期の減免措置等の検討をすべきであると思います。

以上、反対討論といたします。

○杉野五郎 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

< 発言する者なし >

○杉野五郎 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

---

◇採決

○杉野五郎 議長

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

**○杉野五郎 議長**

全員賛成です。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定しました。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

**○杉野五郎 議長**

賛成多数であります。したがって、議案第2号は、原案のとおり認定しました。

---

◇日程第5 議案第3号

**○杉野五郎 議長**

日程第5、議案第3号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、13番、染谷和博議員の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。佐々木喜章企業長。

<佐々木喜章企業長 登壇>

**○佐々木喜章 企業長**

議案第3号は、茨城県南水道企業団監査委員の選任についてであります。

当企業団の監査委員でありました船川京子議員から、去る7月29日をもって退職願の届け出があり、現在欠員となっております。

つきましては、新たな監査委員に議会議員の染谷和博議員を選任したく、地方公営企業法第39条の2第6項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

染谷議員については、多くの役職を歴任され、事業の経営管理に関して優れた識見を有し、高潔な人格者であります。本企业団の監査委員として最適任者であると認めまして、ここに御提案するものであります。

何とぞ、慎重なる御審議のほどを賜り、御同意いただけますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

**○杉野五郎 議長**

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

<発言する者なし>

**○杉野五郎 議長**

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

---

◇討論

○杉野五郎 議長

これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

---

◇採決

○杉野五郎 議長

これから議案第3号を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
議案第3号、本案は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。  
<賛成者起立>

○杉野五郎 議長

全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。  
染谷和博議員の入場を許します。  
13番、染谷和博議員が監査委員に選任されました。  
それでは、監査委員に選任されました染谷和博議員に御挨拶をお願いします。  
<13番、染谷和博 監査委員 登壇>

○13番（染谷和博 監査委員）

ただいま、監査委員として御選任いただきました染谷和博でございます。就任に当たりまして一言御挨拶させていただきます。  
監査委員として、その職務の重要性を深く認識し、公正かつ厳正なる監査を行うことにより、その職務を果たしてまいりたいと存じます。議員の皆様方並びに関係各位の御指導と御鞭撻を心よりお願いいたしまして、御挨拶といたします。

---

◇日程第6 一般質問

○杉野五郎 議長

日程第6、一般質問を行います。  
通告の順番に発言を許します。8番、金剛寺 博議員。

< 8 番、金剛寺 博議員 登壇 >

○8 番 (金剛寺 博 議員)

龍ヶ崎市の金剛寺 博です。通告に従い、一般質問を行います。

先ほど開催されました全員協議会でも、茨城県水道事業広域連携推進方針について説明があったところではありますが、改めてこれについて、県の説明、県南水道企業団の見解についてお聞きをいたします。

1 点目は、現状でも県南水道企業団同様、どの地域でも、県水契約は過剰となっています。今後、県人口予測でも人口減少としています。過剰量はさらに大きくなると思われませんが、この見解について伺います。

2 点目は、現在工事進行中の霞ヶ浦導水事業があります。これが完成すると、新たに29万立方メートルの水利権が発生し、さらに過剰となると思われます。また、現在、霞ヶ浦導水事業完成年は2030年、現在費用見込は2,300億円としており、この霞ヶ浦導水事業の費用負担はどのように水道事業に賦課されていくのか。今回のシミュレーションに反映しているのか不明です。県の説明について伺います。

3 点目、現在、県水を使用していない県北地域の広域化、現状の自己水源をどこまで活用するのか不明であり、将来シミュレーションに反映しているのか不明ですが、県の説明、企業団の見解について伺います。

4 点目、給水原価シミュレーションについて3 点ほど伺います。

1 点目は、4 地域の浄水場105施設から35施設に削減予定となっています。このことにより、自己水源が多い県央地域の給水原価は上がり、県南地域は上昇するが、変動は少ないとしていますが、既に水戸市は参入しないことを公表しており、自己水源を使用している市町が参入しないと、このシミュレーション自体も成り立たないと思いますが、この見解について伺います。

2 点目は、経営を一体化すれば、施設の最適化、更新需要の抑制になるとしてはいますが、現在の県南水道企業団の配水設備等では、既に広域化となっているので、この効果は少ないと思われませんが、この見解を伺います。

3 点目は、拡張事業に対する交付金活用で給水原価が下がると言われていますが、国の交付金の広域化事業、運営基盤強化事業は、どのような交付率で試算をされているのか、また、この交付金は、浄水場の補修、管路更新にも適応されるものか。県南水道企業団は既に広域化されており、現在でも活用できないものなのか。県広域化のための交付金措置ではないように思われますが、この見解について伺います。

最後、5 点目は、現在の企業団として継続した場合、県水の契約水量、料金がいつまで現状維持されますか。県西地域に水量移譲の計画は、どのように推移するかについて伺います。

以上です。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

金剛寺議員の御質問にお答えします。

初めに、茨城県水道事業連携推進方針における県の需要予測についてであります。御指摘のとおり、県による推計においても、給水人口は減少していくことが想定されており、これに伴って、水需要も減少していく予測となっております。

したがって、先ほどの議案質疑においても御説明したとおり、現状においても、契約水量と1日最大給水量の乖離が生じている状況にありますが、今後、この差が拡大していくことが懸念されております。県企業局に対しましては、引き続き経費の削減、用水供給の効率化を図ることで、料金を引き下げるよう求めてまいります。

次に、茨城県が参画している霞ヶ浦導水事業についてであります。県に確認したところ、当該事業におきましては、総額で約2,395億円の全体事業費が見込まれておりますが、そのうち、茨城県の水道用水供給事業としての負担額は522億円となっており、完成は2030年が予定されているとのことです。

なお、この約522億円につきましては、これまでの県の説明では、霞ヶ浦導水事業に係る負担は、県南広域に影響はないとの説明がなされてまいりましたが、今回の広域連携検討に係るやり取りの中で、県中央広域のみでなく、我々が受水している県南西広域においても、当該事業に一部参画しているとの説明がありました。

なお、霞ヶ浦導水事業への参画により得られる水利権につきましては、県中央広域の水利権が日量約22万7,000立方メートル、県南西広域の水利権が日量約8万6,000立方メートルとなっているとの説明がありました。

また、県が実施しているシミュレーションへの反映につきましては、県中央広域の負担額は、全て県中央広域におけるシミュレーションに反映させているとのことですが、県南西広域で負担する費用につきましては、旧県南広域圏においては、需要の増加が見込めない一方、旧県西広域圏において水道事業者が有する自己水源を県水に転換することにより、さらなる需要が見込めるとのことです。全額、県西広域の水道用水供給事業及び受水団体の費用に反映させているとの回答がありました。

以上により、現在のシミュレーションにおいては、県企業局の県中央広域及び旧県西広域において、それぞれ費用を負担することとしておりますが、霞ヶ浦導水事業が完成した際の実際の費用負担については、今後、県において慎重に検討、調整を進めていくとの回答がありました。

次に、県北地域における広域連携の検討状況についてであります。県に確認したところ、茨城県水道ビジョンにおいて、当面の10年間で取り組む事項として、県北広域圏以外

は、水道用水供給事業や水道事業の経営の一体化や浄水場の統廃合など、水道施設の最適化を推進するとしております。県北広域圏につきましては、用水供給事業がないこともあって、経営の一体化や水道施設の最適化が困難な状況にあるため、共同発注等の手法を用いた連携を中心に検討を進めているとのことです。

なお、県北広域圏の一部の市町村においても、県企業局の県中央広域水道用水供給事業からの給水が可能な範囲において、施設の最適化に係る検討を併せて行っておりますが、県北広域圏全体の将来予想等については、実施していないとの回答がありました。

次に、給水原価のシミュレーションについてであります。御指摘のとおり、経営統合に参加する事業者がどの程度の数になるのか、また、どういった事業者が参加するかによって、シミュレーションの結果は大きく変動することになります。しかしながら、現時点では、水戸市を除く全ての水道事業者と用水供給事業者である県企業局が検討調整会議に参加しておりますので、現在のシミュレーション条件といたしましては、会議に参加している圏域内の全ての事業者が経営統合した場合を想定して実施されております。今後、基本協定を締結する段階で、参加団体が絞り込まれていくこととなりますので、これに伴って、シミュレーションの精度も高まっていくものと思われま。

次に、当企業団における広域化による施設の最適化、更新需要の抑制効果についてであります。こちらも御指摘のとおり、現段階でのシミュレーション結果におきましては、経営の一体化による財政面での効果は、ほとんど見られないという結果となっております。

次に、広域化に係る国の交付金活用に係るシミュレーションの条件についてであります。現在、検討を進めております経営の一体化で活用できる交付金といたしましては、広域化に伴って必要となる連絡管等の施設整備や基幹管路の耐震化に活用することが可能な広域化事業。また、広域化事業の総事業費と同額を上限とした施設の耐震化や更新等に広く活用可能な運営基盤強化等事業の二つの交付金が想定されております。

これら交付金につきましては、市町村域を越えて三つ以上の事業が経営の一体化もしくは事業統合をすることが必要となっており、全体計画は10年間、令和16年度までの時限的措置となっております。

なお、広域化事業、運営基盤強化等事業ともに交付率は3分の1となっております。県が行っているシミュレーションにおきましては、改めて各事業者にヒアリングを実施し、当該交付金の対象となることを見込まれる事業を交付対象として、一定の条件を基に交付金を計上しているとのことです。

なお、企業局の運営基盤強化等事業に係る交付金につきましては、統合に参加する水道事業者に対して、有収水量に応じた割合で配分されるという条件が設定されております。

また、当企業団のように、既に広域で事業を運営している事業者では活用できないのかという点につきましては、これら交付金は、あくまで新たに広域化に取り組む場合、それも3事業以上の経営統合が条件となっておりますので、当企業団においては、さらなる広

域化に取り組まない限り、活用することはできません。

次に、県水受水に係る契約水量、水道料金についてであります。県水道用水供給事業の県南西統合におきましては、統合後10年間については、料金値上げは行わない。また、将来的にも、統合を理由とした県南、県西の料金の統一は行わないとの同意条件があります。

なお、社会経済状況の変化等が要因となって、料金を見直す必要が生じた場合については、受水団体と協議することになっておりますので、その結果として、料金を上げざるを得ないとの結論に至った場合を除き、経営の一体化に参加するか否かにかかわらず、この二つの条件が継続されていくものとして、県にも改めて確認しております。

契約水量につきましても、県南西統合により、企業団においては6,800立方メートルの契約水量の減量が確定しておりますので、こちらも同様に、この取扱いが継続されることとなります。

また、県西地域への水融通につきましても、県に確認したところ、現在予定している旧県南広域から旧県西広域への融通水量1万4,500立方メートルを超える需要が見込まれる場合には、県南西統合時の同意条件に基づき、現在整備している連絡管や施設能力により供給できる範囲内であれば、旧県南広域から融通することになるとの回答を頂いております。

以上であります。

#### ○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

8番、金剛寺 博議員。

<8番、金剛寺 博議員 登壇>

#### ○8番（金剛寺 博 議員）

茨城県水道広域連携推進方針について、県及び県南水道企業団の見解をお聞きしたところ。県の広域化計画は、当面の10年間、それからの20年、最終年度は30年後であり、質問の答弁でもまだまだ不明点が多くあります。

さらに、当企業団は、県水のみを使用していますが、独自の浄水場を持つ水道事業が参加または不参加によって、シミュレーションは大きく異なります。さらに、2030年完成とされている霞ヶ浦導水事業負担が新たに出てくる可能性もあるということが、先ほどの答弁であったところです。今年度中の協議会への判断は慎重に行わなければなりません。当企業団としては、残された期間で確認する内容と、そのスケジュールについて伺います。また、適時に議会への説明されることを望みます。これについて伺います。

#### ○杉野五郎 議長

答弁を求めます。山下 聡経営企画課長。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

## ○山下 聡 経営企画課長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

まず、広域連携について今後確認すべき内容についてであります。県が行っている広域化のシミュレーションにつきましては、現在も見直しが進められている状況にありますので、随時、説明される内容を確認しながら、適切な条件に基づいたシミュレーションとなるよう引き続き協議してまいります。

なお、現時点における各事業体の経営の一体化によるシミュレーション結果については示されておりますが、事業統合した場合の各圏域の料金水準、県全体の料金水準にどういった影響があるのか。また、そこで示される水準との料金格差がどのようになるのかといった点については、現在のところ示されておられませんので、こちらも適切な条件に基づくシミュレーション結果を示せるよう協議してまいります。

また、統合後の体制や参加条件などにつきましても、現段階では整理されていない部分が多く残っておりますので、こちらについても、引き続き協議してまいります。

次に、今後のスケジュールについてであります。現時点での想定といたしましては、県が実施しているシミュレーションにつきましては、今後、8月から9月をめどに完了できるように進めており、平行して、統合に係る基本的な条件の整理を進めているとのことです。進捗状況に合わせて、随時必要となる協議、分析を進めてまいります。

ただし、御指摘のとおり、参加する事業体がどの程度の数になるのか。どういった事業体が参加するのかによって、広域化による効果も変化してまいりますので、詳細なシミュレーションや統合条件などにつきましては、統合への参加を表明した団体間で、整理していくこととなります。

また、先ほど御説明したとおり、協定締結の時期につきましては、来年2月頃が想定されております。統合への参加を判断する上で必要な情報が全て示された段階で、今後、企業団が単独で運営していった場合と、経営統合した場合について、料金水準への影響や施設の更新や耐震化への取組への影響、また、組織体制への影響などについて整理した上で、協定締結の期限までに、地域の水道をどのような形で将来に引き継いでいくことがよいか、詳細な検討を重ねた上で、県企業局との経営統合への参加、不参加について判断することとなります。

次に、企業団議会議員の皆様への御説明につきましては、広域連携の検討調整会議における最終的な検討結果が示された段階で、一度御説明させていただくことを想定しております。また、協定締結までの期間において、企業団としての参加、不参加の方針が定まった段階においても御説明させていただく予定であります。

なお、当然ながら、最終的に統合に参加する場合には、当企業団は解散することになりますので、その場合には、議会の議決が必要となります。

以上であります。

## ○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで金剛寺 博議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

## ○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子です。私は水質検査について、一般質問をさせていただきます。

まず、定期水質検査の内容と現状について、御説明をお願いいたします。

次に、最近、報道が増えているPFASについてお伺いします。PFASとは、有機フッ素化合物と呼ばれる1万種類以上の化学物質の総称です。水や油をはじく効果があり熱にも強いことから、フライパンや半導体、包装紙など幅広く使われてきました。

しかし、現在、人への有害性が明らかになってきており、令和6年5月29日付の国土交通省、環境省連名の事務連絡にて、水道原水または給水栓中のPFOA及びPFOSについての調査要請が発せられています。

PFOA、PFOSの水質調査について伺います。また、利用者への周知についても取組状況をお願いいたします。

## ○杉野五郎 議長

答弁を求めます。本多裕之次長。

<本多裕之次長 登壇>

## ○本多裕之 次長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、定期水質検査につきましては、水道法第20条により水道事業者に義務づけられております。検査につきましては、水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎年、水質検査計画を策定しており、当該計画に基づいて実施しております。

検査の内容といたしましては、大きく三つに分類されており、年に1回行う全51項目の検査、3か月に1回行う30項目の検査、毎月行う9項目の検査があります。こちらの検査結果につきましては、当企業団ホームページにて公表させていただいております。

また、それ以外にも、検査方法が簡易的で、早期に水質異常を発見できる3項目の検査を毎日実施しております。こちらも同規則にて定められております。

次に、PFASについてであります。既に御承知おきの方もいらっしゃると思いますが、1万種類以上もある有機フッ素化合物の総称がPFASであります。PFASのうち、PFOSとPFOAという二つの物質は、主に発がん性などの有害性が指摘されており、現在では、国内で輸入や製造などが禁止されております。

県企業局では、平成23年度より浄水のPFAS検査を年1回の頻度で開始し、令和5年5月からは毎月1回に検査頻度を上げておりますが、現在のところ、浄水の水質検査結果

数値には異常がございません。当企業団といたしましても、県企業局が毎月1回行っております検査結果をホームページ内に検査結果のリンク先を参照することで確認できるようにしております。

以上であります。

**○杉野五郎 議長**

答弁が終わりました。

11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

**○11番（根岸裕美子 議員）**

P F A Sの検査結果については、ホームページに掲載しているということでございましたが、今回のP F A Sの問題に限らず、利用者に対し、適宜情報発信、情報提供が必要と考えております。

現在、茨城県南水道企業団では、構成4団体の広報への予算決算状況の掲載依頼はされているものの、企業団独自の広報手段というのは、ホームページのみと認識しております。私個人といたしましては、今後、紙媒体での広報は現実的ではないと考えますが、いずれかの手段で情報提供をすることが必要だと考えます。各戸に配布している上下水料使用量料金お知らせにQRコードを掲載するすとか、構成4団体の広報にもQRコード掲載依頼するなど、工夫の余地があると考えますが、情報発信についてのお考えを伺います。

**○杉野五郎 議長**

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

**○野友省男 事務所長**

根岸議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からあったように、紙媒体であるとかということでの周知ということになると思えますけれども、これについては検討させていただきたいというふうに考えています。以上であります。

**○杉野五郎 議長**

これで根岸裕美子議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。会議の再開は15時50分とします。

休 憩 午後 3時45分

---

再 開 午後 3時50分

○杉野五郎 議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

御報告します。

ただいま、副議長の柳井哲也議員から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件については、この際日程に追加し、追加日程第1とし、日程を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◇追加日程第1 副議長辞職の件

○杉野五郎 議長

追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、6番、柳井哲也議員の退場を求めます。

職員に、辞職願を朗読させます。野友省男事務所長。

○野友省男 事務所長

代読いたします。辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。令和6年7月30日、茨城県南水道企業団議会副議長、柳井哲也。茨城県南水道企業団議会議長、杉野五郎殿。

○杉野五郎 議長

お諮りします。

柳井哲也議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。よって、柳井哲也議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

柳井哲也議員の入場を許します。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◇追加日程第2 副議長の選挙

##### ○杉野五郎 議長

追加日程第2、これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

##### ○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

##### ○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に船川京子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました船川京子議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

##### ○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました船川京子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました船川京子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知します。

船川京子議員、当選承諾ならびに御挨拶をお願いします。

##### ○船川京子 副議長

ただいま副議長に御指名いただきました船川京子です。誠心誠意務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

##### ○杉野五郎 議長

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後 16時00分

---

再 開 午後 16時00分

○船川京子 副議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

御報告します。

ただいま議長の杉野五郎議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件については、この際日程に追加し、追加日程第3として、日程を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○船川京子 副議長

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◇追加日程第3 議長辞職の件

○船川京子 副議長

追加日程第3、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、10番、杉野五郎議員の退場を求めます。

職員に辞職願を朗読させます。野友省男事務所長。

○野友省男 事務所長

代読いたします。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。令和6年7月30日、茨城県南水道企業団議会議長、杉野五郎。茨城県南水道企業団議会副議長、船川京子殿。

○船川京子 副議長

お諮りします。

杉野五郎議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○船川京子 副議長

御異議なしと認めます。よって、杉野五郎議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

杉野五郎議員の入場を許します。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○船川京子 副議長**

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

◇追加日程第4 議長の選挙

**○船川京子 副議長**

追加日程第4、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○船川京子 副議長**

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○船川京子 副議長**

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に柳井哲也議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま副議長において指名いたしました柳井哲也議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○船川京子 副議長**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柳井哲也議員が議長に当選されました。

議長に当選されました柳井哲也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

柳井哲也議員、当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

**○柳井哲也 議長**

ただいま議長として選任いただきました柳井哲也でございます。責任の重さに身の引き締まる思いを新たにしているところでございます。緊張感を持って一生懸命務めてまいりたいと思います。

茨城県南水道議会は、24万人という水の利用者さんに、できるだけ安い価格で安全、安心な水を提供している、そういう仕事、役割を持っております。これまでも、一生懸命それに取り組んでまいりました。具体的には、管路や施設の更新、それから水道料金の改定など、持続可能な形を一生懸命探りながらやってきたところであります。

しかし、先ほど議会の前に、全協において説明がありましたように、今回新たな重要課題として、水道事業の広域化というものが出てまいりました。大変難しい判断を来年の2月までに協定に参加するかどうか、締結をするかどうかを迫られているわけでありまして。十分な審議が行われるよう、議長として一生懸命やっておりますので、皆様方の御指導をいただけますよう心からお願い申し上げ、取り組んでまいりたいと思っております。よろしく御指導のほどお願いします。

**○船川京子 副議長**

ここで、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 4時 5分

---

再 開 午後 4時 6分

**○柳井哲也 議長**

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。  
令和6年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。  
御苦労さまでした。

---

午後 4時 7分 閉 会

---

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 6 年 7 月 30 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 1 番

議員 2 番